

この郵送文書には次の2つの法的通知が含まれています。

- (1) 米国 Lufthansa 集団代表訴訟和解通知
- (2) カナダ Lufthansa 集団代表訴訟和解通知。

貴殿は2つ以上の集団のメンバーである可能性があります。

両方の通知をお読みください。

これは米国 Lufthansa 集団代表訴訟和解通知です

LUFTHANSA 和解集団のメンバー全員に対する重要な法的通知

本社または弁護士に転送してください（該当する場合）

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF NEW YORK

(米国連邦地方裁判所
ニューヨーク東地区)

IN RE (以下に関する)

AIR CARGO SHIPPING SERVICES
ANTITRUST LITIGATION (航空貨物輸送
サービス反トラスト訴訟)

広域係属訴訟番号 1775

マスターファイル 06-MD-1775 (JG)
(VVP)

8,500 万ドルの金額による被告 DEUTSCHE LUFTHANSA AG、 LUFTHANSA CARGO AG および SWISS INTERNATIONAL AIR LINES LTD. との集団代表訴訟和解案の通知

宛先: 2000 年 1 月 1 日から 2006 年 9 月 11 日までの間に、乙仲を通じて航空貨物輸送サービスを購入した人を含め、米国内または米国発着の航空貨物の輸送のため、航空貨物輸送会社から航空貨物輸送サービスを購入したすべての人。

この通知を全部注意深くお読みください。貴殿の権利はこの裁判所で係争中の訴訟により影響を受ける可能性があります。本通知は、8,500 万ドルの和解基金の分配を受けることを希望する場合に何をすべきかを含め、集団代表訴訟に関する選択肢についてお知らせします。

本通知は、Rule 23 of the Federal Rules of Civil Procedure and an Order of the United States District Court for the Eastern District of New York (米国連邦民事訴訟規則の規則 23 およびニューヨーク東地区連邦地方裁判所の命令) (「裁判所」) に従って行われています。

本通知の目的は、係争中の集団代表訴訟案(「本訴訟」) および被告 Deutsche Lufthansa AG、Lufthansa Cargo AG および Swiss International Air Lines Ltd. (以下「Lufthansa」と総称する) との本訴訟の一部和解についてお知らせすることです。本訴訟は、Lufthansa およびこの和解の一部ではないその他の被告(以下に定義)が航空貨物輸送サービス(以下に定義)の販売に関し米国反トラスト法お

質問は? 米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。

国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

よび州法に違反したと申し立てています。米国内、米国発着の航空貨物輸送に関し、被告に対する請求を解決するために、Lufthansa は、8,500 万ドルを支払い、残りの被告人に対する請求の起訴において協力することに同意しました。

裁判所は、Lufthansa 和解合意の承認を検討するために、2008 年 12 月 12 日に、公正取引に関する公聴会を開催します。公正取引に関する公聴会の目的は、Lufthansa 和解合意が公正、適正かつ妥当であるかどうかを判断することです。

貴殿の選択肢については、本通知で後述され、次のとおり要約されます。

1. **Lufthansa 和解集団に残り、請求書式を提出する。** 貴殿が本通知を郵便で受け取った場合、本通知と共に既に請求書式も受け取っています。本通知をオンラインで閲覧しているか、郵送以外の方法で航空貨物和解 Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者からコピーを受け取った場合は、請求書式 www.aircargosettlement.com でオンラインで請求するか、あるいは Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者に電話で請求できます。米国とカナダ (フリーダイヤル) の場合、1 (800) 749-3518、国際電話 (有料) の場合、1 (941) 906-4822 におかけください。国別の Air Cargo Settlement (航空貨物和解) のフリーダイヤルと有料電話番号リストは本通知に同封されていますが、リストはオンラインでも入手できます。
2. **書面により Lufthansa 和解集団から脱退することを要請する。** 脱退を要請する場合、Lufthansa 和解に参加する権利がなくなります。Lufthansa 和解集団から脱退しない場合は、裁判所が Lufthansa 和解合意を承認する命令を出せば、その放棄に拘束されます。脱退に関する詳細は、www.aircargosettlement.com でオンラインで入手できます。
3. **Lufthansa 和解集団に残るが、反対である。** Lufthansa 和解集団からの脱退を要請しない場合、Lufthansa 和解集団のメンバーとして残り、請求書式を提出できますが、同時に Lufthansa 和解のいかなる側面にも反対の意を表明することができます。反対意見の提出期限は 2008 年 11 月 12 日です。
4. **何もしない。** Lufthansa 和解集団から脱退しなく、請求書式も提出しない場合、Lufthansa 和解基金から支払いを受ける資格がなく、Lufthansa に対し、放棄に記載された請求を免除することになります。

I. 訴訟の背景

A. 集団代表訴訟とは?

集団代表訴訟とは、数人の代表原告が自分達自身とその他の類似の状態にある人を代表して訴えを提起する訴訟です。代表原告、裁判所および任命された弁護士は、集団のメンバー全員の利益が適切に代理されていることを確認する責任を負っています。重要なこととして、集団のメンバーは、弁護士費用や集団弁護士の訴訟費用に対し個別に責任を負いません。集団代表訴訟では、弁護士費用や訴訟費用は、和解基金 (または裁判所の判決額) から支払われ、裁判所の承認を受けなければなりません。

Lufthansa とのこの和解など、集団が被告との和解案を締結する場合、裁判所は、集団に和解の通知を行い、公聴の機会を与えることを要求します。次に裁判所は、とりわけ、和解案が公正、適正かつ妥当であるかどうかを判断するための公聴会を行います。

質問は? 米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。

国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

B. 本訴訟の要約

本訴訟において、原告は、Lufthansa と他の被告が、米国の反トラスト法および州法に違反し、サーチャージ（通常の輸送料に加えて、「燃油サーチャージ」や「セキュリティ・サーチャージ」などの特別付加料金に対し航空貨物輸送会社が請求する料金）を調整し、価格の割引の排除または防止を共同で協定し、収益について協定し、顧客を割り当てることにより、航空貨物輸送サービスの価格の固定、値上げ、維持または安定を図るため共謀を行っていたと申し立てています。この申し立てられた行為の結果、原告は、航空貨物輸送サービスに対し、この申し立てられた行為がなければ支払っていたはずの料金よりも高い料金を原告自身並びに集団の他のメンバーが支払ったと申し立てています。以下は、Lufthansa に加えて、この訴訟の「被告」として名前を挙げられています。

AC Cargo LP	Japan Airlines International Co., Ltd.
Aerolineas Brasileiras S.A (d/b/a Absa Cargo Airline)	Kenya Airways Ltd.
Air Canada	KLM Royal Dutch Airlines
Air China Cargo Company Ltd. (d/b/a Air China Cargo)	Korean Airlines Co., Ltd.
Air China Ltd. (d/b/a Air China)	LAN Airlines S.A. (f/k/a LAN Chile S.A.)
Air Mauritius Ltd.	Lan Cargo S.A.
Airways Corporation of New Zealand Ltd. (d/b/a Airways New Zealand)	Martinair Holland N.V.
Alitalia Linee Aeree Italiane S.p.A.	Nippon Cargo Airlines Co., Ltd.
All Nippon Airways Co., Ltd.	Polar Air Cargo, Inc.
Asiana Airlines, Inc.	Qantas Airways Ltd.
Atlas Air Worldwide Holdings, Inc.	Scandinavian Airline Systems AB
British Airways PLC	Saudi Arabian Airlines, Ltd.
Cargolux Airlines International S.A.	Singapore Airlines Cargo PTE, Ltd.
Cathay Pacific Airways, Ltd.	Singapore Airlines, Ltd.
DAS Air Ltd. (d/b/a Das Air Cargo)	Société Air France
El Al Israel Airlines	South African Airways (Proprietary), Ltd.
Emirates Airlines (d/b/a Emirates)	Thai Airways International Public Co., Ltd.
Ethiopian Airlines Corp.	Viação Aérea Rio-Grandense, S.A. (“VARIG”)

原告と和解合意を締結することにより、Lufthansa は、本訴訟で申し立てられた違法行為を行っていたと認めません。Lufthansa が原告と和解合意を締結しない場合、Lufthansa は、原告の請求に対し数多くの弁護を主張するでしょう。さらに、Lufthansa は、U.S. Department of Justice Antitrust Division（米国司法省反トラスト局）の リーニエンシープログラムを開始しました。このプログラムは、Antitrust Criminal Penalty and Enhancement and Reform Act of 2004, Pub. L. No. 208-137, 118 Stat. 665 (June 22, 2004) (“ACPERA”) (2004 年反トラスト法刑事罰強化及び改善法、公法 208~137、議会セッション 118 一般法規 665) (2004 年 6 月 22 日) (“ACPERA”) に基づき、早期段階で政府調査官に非合法反トラスト活動を報告する企業に対するリーニエンシーの適用を規定しています。Lufthansa の民事訴訟上の潜在的責任は、ACPERA に定めるとおり、Lufthansa が原告に十分な協力を提供することを前提に著しく限定されています。

原告も Lufthansa も主張を証明していません。裁判所は、原告の申し立てが正しいか、あるいは Lufthansa または他の被告が不正行為を行っていたか否かに関し、何ら意見を表明していません。

C. Lufthansa 和解集団の定義

2008 年 4 月 4 日付けの命令により、裁判所は、Lufthansa 和解集団を予め認定し、Lufthansa 和解集団の定義に該当する個人および事業体（「Lufthansa 和解集団のメンバー」）に本通知を提供するよう命じました。Lufthansa 和解集団の定義は次のとおりです。

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

2000年1月1日から2006年9月11日までの期間中に、(本訴訟で名前を挙げられた被告および特に **Lufthansa** を含むがこれらに限定されない) あらゆる航空貨物輸送会社 および/または名前を挙げられた、または名前を挙げられていない共謀者(「被告」と総称)から、乙仲を通じて航空貨物サービスを購入した個人と事業体を含み、米国内、米国発着の輸送のため、航空貨物輸送サービス(以下「航空貨物輸送サービス」)を購入したすべての個人および事業体。和解集団から除外されるのは、被告、その親会社、従業員、子会社、関係会社、およびすべての政府機関です。

「航空貨物輸送サービス」とは、米国内、米国発着の輸送のための航空貨物輸送サービスとして定義されています。

Lufthansa 和解集団は本訴訟で定義された集団案とは異なるのでご注意ください。**Lufthansa** 和解集団には、本訴訟で名前を挙げられていない航空貨物輸送会社を含め、あらゆる航空会社から購入した個人が含まれます。

II. **LUFTHANSA** との和解案の要約

以下の **Lufthansa** 和解合意の記述は、単なる要約です。**Lufthansa** 和解合意(既に加えられた4つの修正を含む)は、本通知に記載された住所の裁判所に登録され、公式 **Air Cargo Settlement** (航空貨物和解) ウェブサイト(www.aircargosettlement.com)で入手できます。

Lufthansa 和解集団を代表して、原告は **Lufthansa** 和解を締結しました。**Lufthansa** は、8,500万ドル(経過利子を加える)の支払いおよび他の被告に対する継続訴訟において和解集団弁護士に協力することに同意しました。**Lufthansa** が支払う8,500万ドルと経過利子(「**Lufthansa** 和解基金」)は、**Lufthansa** 和解集団に残り、有効な請求書式を提出していれば受け取っていたはずの **Lufthansa** 和解集団から脱退する和解集団のメンバーに相当する分が減額されます。和解合意第46項を参照してください。**Lufthansa** 和解の条件に基づき受け取っていたはずの金額よりも多くの金額について、**Lufthansa** が和解集団から脱退する事業体と和解する場合、**Lufthansa** は、**Lufthansa** 和解集団に追加和解金の支払いを要求されます。和解合意第65項を参照してください。**Lufthansa** は、本訴訟において **Lufthansa** 和解集団を代表して **Lufthansa** に主張されていたすべての請求が放棄されます。本訴訟は、和解しない被告に対し進められます。本訴訟は、**Lufthansa** 和解合意の条件に基づき放棄されていない訴訟で申し立てられたすべての請求について **Lufthansa** 対しても進められます。

A. 協力要件

Lufthansa 和解合意に基づく **Lufthansa** の協力には以下の提出が含まれます。

- 米国内、米国発着の航空貨物輸送サービスの **Lufthansa** の販売に関する文書および資料
- 航空貨物輸送サービスの価格設定または顧客に関する2社以上の被告間の実際または可能性のある伝達に関するすべての文書
- **United States Department of Justice** (米国司法省)、**European Commission** (欧州委員会)、または航空貨物産業を調査するその他の国内競争当局に **Lufthansa** が提出した米国内、米国発着の航空貨物取引に関するすべての文書(ただし、その調査のために **Lufthansa** の弁護士が作成した文書を除く)

質問は?米国とカナダからは、1(800)749-3518(フリーダイヤル)におかけください。
国際電話の場合は、1(941)906-4822に(有料)電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。**Air Cargo Settlement** (航空貨物和解)の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

さらに、Lufthansa は、妥当な要求があれば、原告の請求に関連する他の文書を提出することに同意しました。

Lufthansa 和解合意に基づき提供される協力は、Lufthansa に対し起訴の支援に妥当かつ必要な頻度で和解弁護士と会談することも要求します。これらの会談は、申し立てられた反競争的行為に関し Lufthansa が周知のすべての事実を記載した詳細な証拠を提供するという要件が含まれます。

Lufthansa は、U.S. Department of Justice (米国司法省)、European Commission (欧州委員会) および航空貨物産業を調査する他の国内競争当局の事情聴取を受けた Lufthansa の現在および元の取締役、役員および従業員が事情聴取、供述または宣誓、宣誓証言および裁判での証言に応じられるようにすることにも同意しました。Lufthansa は、裁判および/または宣誓証言で、または宣誓または供述を通し、本訴訟で Lufthansa が提出する証拠書類の正しさを確認する資格がある代理人および Lufthansa の航空貨物輸送サービスおよび/または関連サーチャージの証拠を提出することに同意しました。

B. 放棄

LUFTHANSA 和解合意が最終的になったとき、貴殿が LUFTHANSA 和解集団から脱退しない場合、貴殿は、LUFTHANSA に対し、以下に述べる請求を放棄し、たとえ請求書式を提出してなくても、あるいは LUFTHANSA 和解基金に参加していなくても、貴殿は LUFTHANSA 和解合意の放棄に拘束されます。

Lufthansa による 8,500 万ドルの支払い（脱退する Lufthansa 和解集団のメンバーに応じて減額される）および Lufthansa の多大な協力と引き換えに、Lufthansa 和解集団のメンバーは、和解合意に定めるとおり、集団判決に含められる請求の放棄に拘束されます。

「請求」とは、すべての法的措置、訴訟、賠償請求、権利、要求、主張、申し立て、訴訟原因、論争、刑事訴訟、損失、損害、負傷、弁護士費用、費用、経費、負債、責任、判決または（衡平法上または法律上を問わない）救済を意味するものとします。

「放棄される当事者」とは、連帯し、個別または集合的に Lufthansa、その前任者、後継者、親会社、子会社、事業本部、部課、関係会社、相続人、遺言執行者、遺産管理人、過去、現在、将来のすべての役員、取締役、株主、パートナー、代理人、弁護士、使用人、従業員および譲受人を指します。上記にかかわらず「放棄される当事者」には、(i)本訴訟で以前または現在名前を挙げられた他の被告 (ii) 本訴訟でその後加えられたまたは参加した他の被告 (iii) 他の共謀者、および/または(iv)事情聴取、供述または宣誓、宣誓証言または裁判での証言に対する和解者集団弁護士の妥当な要請に協力することを拒否すると決心している Lufthansa の元従業員、元役員または元取締役（自己負罪拒否の権利の実施は、協力拒否とみなされるものとします）を含みません。

「放棄する当事者」とは、個別または集合的に、自分達および個人または事業体を代表し、本人または個人もしくは事業体を通して請求する相続人、遺言執行者、受遺者、前任者、後継者、親会社、子会社、あらゆる種類の代表者、株主、取締役、あらゆる種類のオーナー、関係会社、譲受人、代理人、従業員、契約者、弁護士、保険業者としての原告およびすべての[Lufthansa]和解集団のメンバーおよび自分達および個人または事業体を代表し、本人または個人もしくは事業体を通して請求する相続人、遺言執行者、受遺者、前任者、後継者、親会社、子会社、あらゆる種類の代表者、株主、取締役、あらゆる種類のオーナー、関係会社、譲受人、代理人、従業員、契約者、弁護士、保険業者としての和解集団弁護士を指します。

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

[放棄する当事者は、放棄される当事者に対し権利を放棄し、米国内、米国発着の出荷のため、Lufthansa、および/またはその他の航空貨物輸送会社（本訴訟で名前を挙げられた被告を含むがこれらに限定されない）および/または名前を挙げられた、または名前を挙げられていない共謀者が提供する航空貨物輸送サービスに関連する価格設定または対価に起因し、あるいは関連するすべての請求（特に価格貨物運賃、燃料サーチャージ、セキュリティ・サーチャージ、米国税関サーチャージ、戦争危険サーチャージ、コミッション、インセンティブ、リベート、信用、歩留まり、その他の航空貨物輸送サービスの価格の要素またはそのサービスに関連する対価に関する請求を含むがこれだけに限定されない）を永久に免除するとみなされ、かつ放棄し、免除します。法理論にかかわらず、あるいは請求された救済または損害の種類または金額にかかわらず、世界のいずれかの国または法域の裁判所または法廷の訴訟において放棄する当事者により、主張された、主張された可能性がある、あるいは将来主張される場合がある周知または未知、疑わしいまたは疑われていない、主張されているまたは主張されていない、予測された、または予測外、実際または偶発的な、予定または不確定の請求を含め、当該請求が連邦法、州法、地域法、制定法、コモンロー、その他の国または世界中の法域の法律、法典、規則、規制に基づいているかを問いません。

本文書に記載されたいかなる内容も、過失、契約違反、寄託、引渡し不履行、貨物の紛失、貨物の損傷または遅延に基づく個別請求または Warsaw Convention（ワルソー条約）に整合する形で行われた航空貨物輸送サービスに関連する類似の請求を放棄しないものとします。さらに、本文書に記載されたいかなる内容も、2006年9月30日以降に発生した行為のみに基づく請求を放棄しないものとします。Lufthansa は、非放棄請求に関する一切の権利および弁護を明示的に留保します。

放棄する当事者は、訴訟または放棄された請求に起因する、あるいは関連するあらゆる種類の取引、事象、状況、行為、不作為または発生に対し、放棄される当事者を告訴しないと誓約します [前項]。本項は、[Lufthansa] 和解合意を実施するためにいかなる法的措置にも適用されないものとします。

[上記の放棄および上記の誓約は] 放棄する当事者による完全かつ最終的な放棄となります。

この放棄 … は、Section 1542 of the California Civil Code and Section 20-7-11 of the South Dakota Codified Laws（カリフォルニア民法の第1542条およびサウスダコタ成文化法律の第20-7-11条）の放棄となります。各法律は、一般的放棄は、放棄の実施時に自己に有利なように存在することを債権者が知らない、または存在を疑っていない請求にまで拡大されない。知っていれば、債務者との和解に重大な影響を与えたはずの請求である」と規定しています。法律、衡平法またはその他の州もしくは適用司法権の類似の条項、法令、規制、規則、または原則の放棄です。本項に定める権利放棄および放棄に関連し、原告および和解集団のメンバー各自は、[Lufthansa] 和解合意の主題に関し、真実であることを知っている、または信じている事実に加えて、あるいは今後その事実と異なる事実を発見する可能性があることを認識していますが、[上記の放棄で] 放棄されたすべての請求を完全に、最終的に、かつ永久に放棄することが原告および和解集団のメンバーの意図であり、その意図を推進させるため、この放棄は、上記の追加または異なる事実の発見または存在にもかかわらず、引き続き有効であることを認めます。

* * * * *

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。

国際電話の場合は、1(941) 906-4822に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

Lufthansa 和解合意は、本文書に述べる以外のいかなる請求も和解または示談にしません。事情聴取、供述または宣誓、宣誓証言または裁判での証言に対する和解集団弁護士の妥当な要請に協力することを拒否したと決心している元の、現在の、または将来の被告または共謀者、Lufthansa の元従業員、元役員または元取締役、または放棄される当事者以外の個人または事業体に対する Lufthansa 和解集団のメンバーのすべての権利は、原告および Lufthansa 和解集団のメンバーにより特に留保されます。

III. カナダ集団代表訴訟

この郵送文書には、Lufthansa とのカナダ集団代表訴訟和解の通知が含まれます（「カナダ Lufthansa 和解」）。カナダ Lufthansa 和解は以下に関連します。2000年1月1日から2006年9月11日までの間に乙仲を通じて航空貨物輸送サービスを購入した個人および事業体を含め、カナダ国内、カナダ発着の輸送のため、航空貨物輸送会社から航空貨物輸送サービスを購入したすべての個人および事業体。

ただし、カナダから米国および米国からカナダへのすべての航空貨物輸送は、本文書で述べられている米国 Lufthansa 和解に準拠し、カナダ Lufthansa 和解によるものではありません。

IV. 本和解に基づき集団のメンバーが利用可能な選択肢

A. Lufthansa 和解集団に残り、請求書式を提出する

上記 I (C) の Lufthansa 和解集団の定義に該当する個人または事業体の場合、脱退を選択しない限り、Lufthansa 和解集団のメンバーになります。Lufthansa 和解集団のメンバーとして、貴殿の利益は、代表原告および和解集団弁護士により代理されます。ただし、費用は自己負担で、自己を代理して独自の弁護士を出頭させることができます。

本通知を郵便で受け取った場合、請求書式も受け取っています。本通知をオンラインで閲覧しているか、郵送以外の方法で Air Cargo Settlement（航空貨物和解）請求管理者からコピーを受け取った場合、請求書式は www.aircargosettlement.com でオンラインまたは Air Cargo Settlement（航空貨物和解）請求管理者に電話で連絡して請求できます。米国とカナダ（フリーダイヤル）の場合、1 (800) 749-3518、国際電話（有料）の場合、1 (941) 906-4822 におかけください。国別 Air Cargo Settlement（航空貨物和解）フリーダイヤル・有料電話番号リストは本通知に同封されていますが、リストはオンラインでも入手できます。請求書式は、宛先 Air Cargo Settlement, c/o The Garden City Group, Inc., P.O. Box 9162, Dublin, OH 43017-4162, USA の Air Cargo Settlement（航空貨物和解）請求管理者に書面により請求することもできます。

記入済みの請求書式は、宛先 Air Cargo Settlement, c/o The Garden City Group, Inc., P.O. Box 9162, Dublin, OH 43017-4162, USA の Air Cargo Settlement（航空貨物和解）請求管理者まで返送してください。請求書式の有効消印日は 2009 年 2 月 12 日です。適時に、適切に宛名を記載した請求書式を郵送しない場合、貴殿の請求は拒否され、Lufthansa 和解基金からの回復から除外される可能性があります。

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

B. Lufthansa 和解集団から脱退する

Lufthansa 和解集団から脱退する場合、以下を明記した書面による請求を提出してください。

- (1) 名前、住所、および電話番号
- (2) 貴殿または事業で使用してきたすべての商取引上の名称または商号および住所のほか、2000年1月1日から2006年9月11日までの間のいずれかの期間に航空貨物輸送サービスを購入し、Lufthansa 和解集団からの脱退を要請している親会社、子会社または関係会社
- (3) 訴訟名 (*In re Air Cargo Shipping Services Antitrust Litigation*)
(航空貨物輸送サービス反トラスト訴訟に関して)
- (4) 署名済み声明書「私/私達は、*Air Cargo Shipping Services Antitrust Litigation* (航空貨物輸送サービス反トラスト訴訟) MDL 1775 の Lufthansa 和解集団からの脱退を要請します)」および
- (5) 2000年1月1日から2006年9月11日までの間、航空貨物輸送サービスの購入先のすべての航空会社を明らかにし、航空貨物輸送サービスに対し支払った合計金額を概算することも要求されます。

Lufthansa 和解からの脱退要請は、第1種郵便(脱退要請の提出を配達証明で送付することが要求されますが、必須ではありません)で送付してください。有効消印日は2008年11月12日です。

Air Cargo Settlement
c/o The Garden City Group, Inc.
P.O. Box 9162
Dublin, OH 43017-4162 USA

たとえ本訴訟で係争中の行為に起因する請求に基づき、被告に対して独自の訴訟を起こしたか、あるいは起こすつもりであっても、Lufthansa 和解集団から脱退するには、本文書に述べる方法で適時に脱退を要請する必要があります。

Lufthansa 和解集団から脱退する場合、Lufthansa 和解合意に拘束されず、費用を自己負担して、単独でLufthansaに対する請求を追求できます。ただし、脱退する場合、Lufthansa 和解基金を分かち合う資格はなくなります。脱退に関する情報は、和解ウェブサイト、www.aircargosettlement.comでも入手できます。

C. 和解条件への反対

Lufthansa 和解集団からの脱退を要請していなく、和解に反対する場合、証拠または裁判所が適切かつ関連しているとみなす主張を提示するために、公正取引に関する公聴会に本人または弁護士を通じて(費用は自己負担)出頭できます。

裁判所で反対意見を考慮してもらうには、以下を含む書面による反対意見を提出する必要があります。

質問は?米国とカナダからは、1(800)749-3518(フリーダイヤル)におかけください。
国際電話の場合は、1(941)906-4822に(有料)電話をかけるか、ウェブサイトwww.aircargosettlement.comにアクセスしてください。*Air Cargo Settlement*(航空貨物和解)の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

- (1) 出頭するという意志の通知
- (2) Lufthansa 和解集団のメンバーであるという証拠
- (3) 反対の特定の根拠および出頭し、意見を聞いてもらうことを希望する理由および裁判所に検討を望むすべての書類または文書。

書面による反対意見は、2008年11月12日までに裁判所に提出し、第VII条に記載された宛先の和解集団弁護士とLufthansaの弁護士に郵送する必要があります。この方法で反対しない人は、反対の権利を放棄したとみなされるものとし、本訴訟またはその他の訴訟もしくは訴訟手続きで反対することが禁じられます。ただし、裁判所が判断するとおり、示された正当な理由のために正当化される場合を除きます。

D. 何もしない

Lufthansa 和解集団から脱退しなく、請求書式も提出しない場合、Lufthansa 和解基金からの支払いを受ける資格がなくなり、Lufthansa に対し、放棄に記載された請求を放棄することになります。

V. PLAN OF ALLOCATION (配分計画)

裁判所は、和解基金の配分計画を承認しました（裁判所が承認した弁護士費用およびLufthansa 和解集団のメンバー間の精算された訴訟費用、もしあればLufthansa 和解基金の税金関連費用に対する課税、本通知の第II条(B)項に述べる脱退に対する減額、およびもしあれば和解合意第61項に述べる仲裁費用を引いた正味額）。以下は、Plan of Allocation (“POA”) (配分計画「POA」) の要約です。

POA (配分計画) は、Lufthansa 和解基金（上記のとおり、裁判所が承認した弁護士費用と諸経費、その他の認可された費用の支払い後）がどのように配分され、有効な請求書式を提出するLufthansa 集団のメンバーに分配されるかを記載しています。航空貨物輸送サービスの直接購入と間接購入は、POA (配分計画) で対応されます。上記第I条(C)項に定められるとおり、「航空貨物輸送サービス」とは、米国内、米国発着の輸送のための航空貨物輸送サービスを意味します。Lufthansa 集団のメンバーの回復の比例分配の計算のため、ドル以外の通貨による購入額は、和解請求管理者により、2006年9月11日適用の為替レートを使用して、相当するドルに換算されます。

A. 定義

航空貨物輸送サービスの直接購入は、第三者を利用しないで航空貨物輸送会社から直接個人または事業体はそのサービスを購入することです。たとえば、航空貨物輸送サービスに対し、航空貨物会社に支払うメーカーは、直接購入を行ったこととなります。航空貨物輸送サービスに対し、航空貨物輸送会社に支払う乙仲は、直接購入を行ったこととなります。

航空貨物輸送サービスの間接購入は、航空貨物輸送サービスに対する購入者の支払いが、航空貨物輸送サービスを提供する航空貨物輸送会社以外の個人または事業体に行われる場合の個人または事業体によるサービスの購入です。たとえば、乙仲を利用して航空貨物輸送サービスを手配し、乙仲に支払うメーカーは、間接購入を行ったこととなります。

米国からまたは米国内の輸送に対する航空貨物輸送サービスの購入は、外国行き購入です。米国行きの輸送に対する航空貨物輸送サービスの購入は、国内行き購入です。

航空貨物輸送サービスの米国購入者は、米国に居住する購入者です。航空貨物輸送サービスの外国購入者は、米国外に居住する購入者です。

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

B. 分配 - 直接購入

POA（配分計画）は、Lufthansa 和解基金（上記のとおり、裁判所が承認した弁護士費用と諸経費、その他の認可された費用の支払い後）の 82%を航空貨物輸送サービスの直接購入者に配分します（「直接基金」）。Lufthansa 集団メンバーの直接基金の取り分を計算するため、国内行き航空貨物輸送サービス（すなわち米国行き）の購入は、その購入のドル金額の 1.625 倍で評価されます。外国行き航空貨物輸送サービス（すなわち、米国からまたは米国内）には、乗数は適用されません。直接米国および外国購入者全員の予備取り分（すなわち、航空貨物輸送サービスの直接購入のドル金額）を計算した後、POA（配分計画）に従って、和解管理者は、直接購入者の請求権者を次の 2 つのグループに分けます。米国の直接購入者と外国の直接購入者米国の直接購入者グループの直接購入者の請求権者に配分される予備取り分は、最終的なものとなります。米国の直接購入者の予備取り分で構成された直接基金の部分は、決定された購入金額に比例して、有効な請求書式を提出した米国の直接購入者の請求権者に分配されます。

外国の直接購入者の請求権者に配分される予備取り分は、外国基金を創設するために合わせられます。外国基金は、次のようにさらに配分されるものとします。85 パーセントは外国の直接購入者（「外国直接基金」）、15 パーセントは外国の間接購入者（「外国間接基金」）に分配されます。外国直接基金および外国間接基金の Lufthansa 集団のメンバーの取り分を計算するため、国内行き航空貨物輸送サービス（すなわち米国行き）は、その購入のドル金額の 1.625 倍で評価されます。外国行き航空貨物輸送サービス（すなわち、米国からまたは米国内）には、乗数は適用されません。航空貨物輸送サービスの外国の直接購入者のドル金額が決定された後、その回復の配分されたパーセンテージは、外国基金から、決定された購入金額に比例して、有効な請求書式を提出した外国の直接購入者の請求権者に分配されます。

C. 分配 - 間接購入

上記のとおり POA（配分計画）に述べるように、航空貨物輸送サービスの外国の間接購入者のドル金額が決定された後、その回復の配分されたパーセンテージは、外国間接基金から、決定された購入金額に比例して、有効な請求書式を提出した外国の間接購入者の請求権者に分配されます。すべての有効な外国の間接購入者の請求に対して支払った後、裁判所に決定されたとおり、外国間接基金に残っている資金は、外国の直接購入者に分配するために、外国直接基金に加えられます。

Lufthansa 和解基金（裁判所が承認した弁護士費用と諸経費の支払い後）の残りの 18%は、航空貨物輸送サービスの間接購入者に配分されました。航空貨物輸送サービスの米国の間接購入者に配分される Lufthansa 和解基金の部分の Lufthansa 集団のメンバーの最終取り分を計算するため、国内行き航空貨物輸送サービス（すなわち米国行き）は、その購入のドル金額の 1.625 倍で評価されます。外国行き航空貨物輸送サービス（すなわち、米国からまたは米国内）には、乗数は適用されません。航空貨物輸送サービスの間接購入のドル金額が決定された後、間接基金は、購入金額に比例して、有効な請求書式を提出した Lufthansa 集団のメンバーに分配されます。間接基金がほとんどの空の状態にならない範囲で、残りの金額は、直接購入者に分配される直接基金に加えられます。

VI. 弁護士費用と諸経費

本日まで、本訴訟の原告および提案された集団（Lufthansa 和解集団を含む）は、サービスに対する支払いまたは費用に対する払い戻しを受け取っていません。前述のとおり、貴殿は、弁護士費用または諸経費の支払いに対し個人的に責任を負いません。完全に成功報酬ベースで訴訟を起こす際の時間とリスクの報酬として、和解集団弁護士は、Lufthansa 和解基金から Lufthansa 和解基金の 30%を超えない金額の弁護士費用および 250 万ドルを超えない、起訴において実際に被った費用に対する払い戻しが差し引かれる裁定を裁判所に要求します。

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

VII. 公正取引に関する公聴会および反対の権利

裁判所は、2008年12月12日午前11時30分に「公正取引に関する公聴会」を予定しました。場所は United States Courthouse, 225 Cadman Plaza East, Brooklyn, NY 11201 の United States District Court for the Eastern District of New York (ニューヨーク東地区連邦地方裁判所の式典用法廷) で開催されます。公正取引に関する公聴会では、裁判所は、Lufthansa 和解が公正、適正かつ妥当であるかを判断します。裁判所は、公正取引に関する公聴会で弁護士費用および訴訟費用も検討します。公正取引に関する公聴会の日時は、さらに通知することなく継続する可能性があり、出席を希望する場合、時間と場所を確認するよう注意してください。

Lufthansa 和解集団から脱退しない場合、貴殿は、Lufthansa 和解またはその他の申請が、公正、適正かつ妥当であるものとして承認すべき、または承認すべきでないかについて理由を示すために、本人または正式に権限を与えられた弁護士を通し、出頭する権利があります。ただし、出頭を希望する場合、裁判所に検討を希望する資料とともに、理由書を提出する必要があります。裁判所(上記の住所の裁判所書記官宛)に2008年11月12までに裁判所に到着するよう送付するほか、以下の宛先の和解集団弁護士およびLufthansa 弁護士にも送付する必要があります。

Deutsche Lufthansa AG、Lufthansa Cargo AG および Swiss International Air Lines Ltd.の弁護士

Eric J. Mahr
Natalya K. Scimeca
**WILMER CUTLER PICKERING HALE AND
DORR LLP**
1875 Pennsylvania Avenue, N.W.
Washington, D.C. 20006
(202) 663-6000
Eric.Mahr@wilmerhale.com
Natalya.Scimeca@wilmerhale.com

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822に(有料)電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセス
してください。*Air Cargo Settlement* (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、
本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

和解集団弁護士

<p>Michael D. Hausfeld COHEN, MILSTEIN, HAUSFELD & TOLL P.L.L.C. 1100 New York Avenue, N.W., Suite 500 West Washington, D.C. 20005 (202) 408-4600 mhausfeld@CMHT.com</p> <p>Robert N. Kaplan KAPLAN FOX & KILSHEIMER LLP 850 Third Avenue New York, NY 10022 (212) 687-1980 rkaplan@kaplanfox.com</p> <p>Henry A. Cirillo THE FURTH FIRM LLP 225 Bush Street, 15th Floor San Francisco, CA 94104 (415) 433-2070 hcirillo@furth.com</p> <p>Steven N. Williams (SW-6198) COTCHETT, PITRE & MCCARTHY 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010 (650) 697-6997 swilliams@cpmlegal.com</p>	<p>Hollis Salzman LABATON SUCHAROW LLP 140 Broadway New York, NY 10005 (212) 907-0700 hsalzman@labaton.com</p> <p>Howard J. Sedran LEVIN, FISHBEIN, SEDRAN & BERMAN 510 Walnut Street Philadelphia, PA 19106 (215) 592-1500 hsedran@lfsblaw.com</p> <p>W. Joseph Bruckner LOCKRIDGE GRINDAL NAUEN P.L.L.P. 100 Washington Avenue South, Suite 2200 Minneapolis, MN 55401 (612) 339-6900 wjbruckner@locklaw.com</p> <p>Christopher Lovell LOVELL STEWART HALEBIAN LLP 500 Fifth Avenue, Suite 58 New York, NY 10110 (212) 608-1900 clovell@lshllp.com</p>
--	--

VIII. 住所変更

本通知が請求書式に印刷された住所以外の住所に届いた場合、または住所が変更している場合、最新情報を www.aircargosettlement.com にオンラインで入力するか、以下の住所の Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者に送付してください。

Air Cargo Settlement
c/o The Garden City Group, Inc.
P.O. Box 9162
Dublin, OH 43017-4162 USA

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

IX. AIR CARGO SETTLEMENT(航空貨物和解)請求管理者

Lufthansa 和解に関する詳細は、www.aircargosettlement.com の公式和解ウェブサイトで入手できます。ご質問に対する回答がウェブサイトで見つからない場合、電子メールで次のメールアドレスの Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者までご連絡ください administrator@aircargosettlement.com。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者には電話でも連絡できます。米国とカナダ国内では、フリーダイヤル 1 (800) 749-3518 をご利用できます。両国以外の場所から米国とカナダのフリーダイヤル番号に電話をかけても電話料金が適用されます。米国とカナダ以外の場所からは、次の電話番号をご利用できます。1 (941) 906-4822。この電話番号にかけた電話には電話料金が適用されます。同封の Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者の国別フリーダイヤル・有料電話番号リストをご覧ください。次の住所の Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者に手紙で連絡することもできます。

**Air Cargo Settlement
c/o The Garden City Group, Inc.
P.O. Box 9162
Dublin, OH 43017-4162 USA**

本通知は、多くの追加言語でも入手できます。英語以外の言語のこれらの資料が必要な場合、ウェブサイトにアクセスするか、案内電話回線に電話をかけるか、上記住所の Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者に書面で連絡するか、あるいは administrator@aircargosettlement.com に電子メールを送付してください。

X. 補足情報

本訴訟で提出された Lufthansa 和解合意およびその他の文書は、www.aircargosettlement.com でオンラインで提供されているほか、通常の勤務時間内に閲覧のため、United States District Court for the Eastern District of New York, 225 Cadman Plaza East, Brooklyn, NY 11201 の書記官事務所でも利用できます。本通知または Lufthansa 和解合意に関して質問がある場合は、下記の住所の以下にリストされた和解集団弁護士のうちのいずれの弁護士にも書面で連絡できます。

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

<p>Michael D. Hausfeld COHEN, MILSTEIN, HAUSFELD & TOLL P.L.L.C. 1100 New York Avenue, N.W., Suite 500 West Washington, D.C. 20005 (202) 408-4600 mhausfeld@CMHT.com</p> <p>Robert N. Kaplan KAPLAN FOX & KILSHEIMER LLP 850 Third Avenue New York, NY 10022 (212) 687-1980 rkaplan@kaplanfox.com</p> <p>Henry A. Cirillo THE FURTH FIRM LLP 225 Bush Street, 15th Floor San Francisco, CA 94104 (415) 433-2070 hcirillo@furth.com</p> <p>Steven N. Williams (SW-6198) COTCHETT, PITRE & MCCARTHY 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010 (650) 697-6997 swilliams@cpmlegal.com</p>	<p>Hollis Salzman LABATON SUCHAROW LLP 140 Broadway New York, NY 10005 (212) 907-0700 hsalzman@labaton.com</p> <p>Howard J. Sedran LEVIN, FISHBEIN, SEDRAN & BERMAN 510 Walnut Street Philadelphia, PA 19106 (215) 592-1500 hsedran@lfsblaw.com</p> <p>W. Joseph Bruckner LOCKRIDGE GRINDAL NAUEN P.L.L.P. 100 Washington Avenue South, Suite 2200 Minneapolis, MN 55401 (612) 339-6900 wjbruckner@locklaw.com</p> <p>Christopher Lovell LOVELL STEWART HALEBIAN LLP 500 Fifth Avenue, Suite 58 New York, NY 10110 (212) 608-1900 clovell@lshllp.com</p>
---	--

裁判官や裁判所書記官に連絡を取らないでください

日付：2008年4月4日

裁判所の命令により

Clerk of Court
United States District Court
for the Eastern District of New York
United States Courthouse
225 Cadman Plaza East
Brooklyn, NY 11201

質問は？米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。
国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセス
してください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、
本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスしても入手できます。

<p>NUTECH BRANDS INC. v. (対) AIR CANADA CARGO et al (その他)</p>	<p>Ontario Superior Court of Justice (オンタリオ上級司法裁判所) Court File No. 50389CP (法廷書類第 50389CP)</p>
<p>KAREN McKAY v. (対) ACE AVIATION HOLDING INC. et al (その他)</p>	<p>Supreme Court of British Columbia (ブリティッシュ・コロンビア最高裁判所) Vancouver Registry No. S-067490 (バンクーバー登録番号. S-067490)</p>
<p>CARTISE SPORTS INC. v. (対) DEUTSCHE LUFTHANSA AG et al (その他)</p>	<p>Québec Superior Court (ケベック上級裁判所) 第 500-06-000344-065</p>

和解案に関する通知

DEUTSCHE LUFTHANSA AG, LUFTHANSA CARGO AG および
SWISS INTERNATIONAL AIR LINES LTD.

を被告とするカナダ集団代表訴訟

**本通知は貴殿の権利に影響をもたらすことがあるため、
注意をもってよく読むこと**

下記各位へ：2000年1月1日から2006年9月11日の期間内に、航空貨物輸送会社を通して空輸貨物サービスを購入した個人あるいは団体を含む、カナダ国内あるいはカナダから（カナダと米国間の輸送を除く）の、いずれかの空輸会社によるサービスを利用した、すべての個人あるいは団体。

本通知は貴殿に向かってなされたものであるが、その理由はカナダで現在 Deutsche Lufthansa AG、Lufthansa Cargo AG および Swiss International Air Lines Ltd.（本通達中、これらの諸会社は「Lufthansa」とまとめて呼称する）を相手として係争中の、特定の集団代表訴訟にかかわる和解より、貴殿の法的権限に影響が生ずることがあるためである。これらの訴訟は特定の原告により、貴殿および他の Lufthansa の手によってカナダ内あるいはカナダから発送された（カナダから米国間のものを除く）空輸サービス集団代表訴訟にかかわるひとつとにかかわって告訴手続きがなされたものである。本訴訟は Lufthansa が他の多数の空輸サービス会社とともに、カナダの競争法に違反する空輸価格の操作陰謀を行なったとしてなされているものである。Lufthansa はカナダの原告団に対し、他の事柄を含めた 533 万 8000 ドルの支払いに応ずる和解合意にはいることを同意、かつまた Lufthansa は、カナダの集団代表訴訟の面々に対してこれを支払うとともに、Lufthansa がこれらの他の集団代表訴訟の面々が、価格操作陰謀に加担したと非難されている他の空輸会社に対して行なっている苦情申し立てを補佐するための、情報提供を行なうことにも合意した。

同様な集団代表訴訟は米国においても係争中である。米国では、米国内の原告と Lufthansa との間で和解合意に達している。もし貴殿が米国とカナダ間の空輸サービスを利用したのであれば、貴殿は米国での和解合意の対象となるので、自分の持つ権利について知るためには米国での集団代表訴訟に対する和解案通知をよく参照する必要がある。米国和解合意書および米国での集団代表訴訟に対する和解案通知は、このサイトに掲載されている www.aircargosettlement.com。

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。
Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにアクセスしても入手できます。

I. 集団代表訴訟とは？

集団代表訴訟とは多くのひとびとの申し立てやその権利が、ひとつの法廷の手順のもとに原告代表によって持ち出されて、判決を求める訴訟である。これは何百、何千人というひとびとが個々にそれぞれの訴訟を持ち出すことを避け、かつ法廷にとってはこれらの申し立てをより効率的、経済的に処理出来るようになり、また類似の申し立てを持っているひとびとが、確実に同じように取り扱われるようになる。集団代表訴訟においては法廷は、訴訟追行と、原告側の代表による申し立てに対する解決、そして集団を代弁している弁護士（この場合、和解はすでに行なわれているので「和解集団弁護士」）の扱いがすべて公平になされるよう、責任を負っている。和解をうけた集団代表訴訟メンバーは、和解集団弁護士に対し、個々に経費あるいは料金の責任を負わず、それは法廷にまかされている。この場合においては、そのような経費や料金は、和解基金から支払われるのである。

II. カナダ集団代表訴訟の概観

現在カナダの法廷において、Lufthansa に対する 3 件の集団代表訴訟が係争中である。これら 3 つの法廷とは Supreme Court of British Columbia（ブリティッシュ・コロンビア最高裁判所）、Ontario Superior Court of Justice（オンタリオ上級司法裁判所）、および Québec Superior Court（ケベック上級裁判所）である（これらは総称して「カナダ集団代表訴訟」という）。原告側は Lufthansa と他の被告団が、誇大な追加料金の課金、空輸サービス料金に対する出荷割引の防止、排除することに共同参加、ならびに報酬と顧客割り当て合意などを含むいくつかの仕組みを通して、価格操作、値上げ、価格維持、あるいは価格安定を謀る共同謀議に加担したと非難している。原告側はさらに、その結果として自身とカナダ和解集団代表訴訟のメンバーは、このような非難対象行為が存在しなかったならば、払わなくても良かったであろう、多大な空輸サービス料金を払わなければならなかったと主張している。

カナダ集団代表訴訟は特に、被告による追加料金をその追訴対象としている。追加料金とは通常空輸サービス出荷料金に加え、たとえば燃費値上げ、ならびに米国で起きた 2001 年 9 月のいわゆる 911 事件に関連して増大した、セキュリティ手段にかかわる費用の値上げなどの特定の外部経費の増大を補うためとして、これら空輸会社が顧客に請求するものである。原告側は、被告側はこれら追加料金、あるいは被告が徴収した報酬を設定する謀議に加担したと非難している。

Lufthansa の弁護士とカナダ和解集団弁護士は、双方共に広範な調査を行い、また集団代表訴訟側が、被告側のこのような非難対象となっている行為のために被ったと主張する損害の、経済分析も行った。その結果、原告側はこの申し立てに関して、カナダ和解合意に達する以前に、重大な知識と防御法を獲得するに至った。

III. カナダ和解合意案の要約

つぎに説明することがらは、提案されたカナダ和解合意の単なる要約に過ぎない。この和解に関して作成されたつぎのウェブサイトがあるので、カナダ和解合意はここで閲覧することが出来る (www.aircargosettlement.com)。

A. 和解合意認証手順

カナダ和解合意は、カナダの 3 法廷がすべてこれを認証しなければ、有効とはならない。それぞれの法廷はおのこの公聴会を開き、そこではなぜカナダ和解合意は認証されなければならないかの論争を行なう。カナダ和解合意の実施は U.S. Court（米国裁判所）で認証された米国和解合意とは

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにアクセスしても入手できます

別個のものである。米国和解合意が U.S. Court (米国裁判所) で認証されなかった場合、カナダの原告と Lufthansa はそれぞれ、カナダ和解合意の終結を選ぶこともできる。

B. カナダ和解合意の概要

1. 和解集団メンバー資格と代理

カナダ和解合意は、3つの和解集団方法を生み出す。それぞれの和解方法はひとつの法廷の司法管轄下におかれる。したがって法人あるいは自然人であるブリティッシュ・コロンビアの住人で、ブリティッシュ・コロンビア和解集団方法のメンバーである者たちは Supreme Court of British Columbia (ブリティッシュ・コロンビア最高裁判所) の司法管轄のもとにおかれ、ケベック (50人以下の従業員を擁する会社を含む) の、法人あるいは自然人で、ケベック和解集団を構成する住人は Québec Superior Court (ケベック上級裁判所) の司法管轄のもとにおかれ、またブリティッシュ・コロンビア和解集団解決の、あるいはケベック和解集団のメンバーである法人あるいは自然人を除き、かつオンタリオ和解集団に属するその他の者たちは Ontario Superior Court of Justice (オンタリオ上級司法裁判所) の管轄のもとにそれぞれおかれる。

ブリティッシュ・コロンビア和解集団、ケベック和解集団、およびオンタリオ和解集団に属するものたちは、集合的につぎのひとつとを含んでいる。

2000年1月1日から2006年9月11日の期間にカナダへ、またはカナダから、あるいはカナダ国内での空輸サービスを、運送会社を通していずれかの貨物運送サービスを、限界を設けることなく、被告たち、特に Lufthansa から購入したひとつを含む、すべてのひとつと。この和解集団解決の対象外にあるひとつとは、被告およびそのそれぞれの両親、従業員、子会社、連携会社、幹部職員および会社部長等である。

これら和解集団のひとつあるいはそれ以上の対象メンバーであるためには、貴殿は 2000年1月1日から2006年9月11日の間に、すくなくともひとつ、空輸による出荷サービスを購入していなければ成らない。

米国とカナダ間の出荷のために、該当和解集団期間に空輸サービスを購入したものは、米国和解合意に属し、カナダの和解合意には属さない。もし貴殿が米国とカナダ間の空輸出荷サービスを利用したのであれば、貴殿は米国での集団代表訴訟メンバーとなるので、自分の持つ権利について知るためには、米国での集団代表訴訟に対する和解提案通知をよく参照する必要がある。

つぎの法律事務所はカナダ和解集団の弁護士である（「カナダ和解集団弁護士」）。Siskinds^{LLP}、Sutts、Strosberg^{LLP}、Harrison Pensa^{LLP}、Camp Fiorante Matthews および Liebman & Associés。

2. カナダ和解合意から得られる和解集団の利点

カナダ和解基金：カナダ和解合意条件にのっとり、Lufthansa はカナダ和解集団のために 533万8000米ドルを、和解基金として支払うことに合意した。

協力：カナダ和解合意の条件にのっとり Lufthansa は、カナダ和解集団弁護士および/あるいはその専門家がいずれかの訴訟手続き、供述録取、弁護士会議への参加をなすこと、あるいはカナダ和解集

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにアクセスしても入手できます

団弁護士が、カナダ国内、あるいはカナダへ、あるいはカナダからの該当期間内の空輸サービスの出荷に関連あるものと合理的にみなす米国和解集団弁護士との、米国和解合意の条件のもとでの会見を行なう権限を与える。カナダ和解集団はまた、Lufthansa が米国和解集団弁護士に提供された、あるいはする、いずれか、またはすべての資料を受領する権限を有する。さらに Lufthansa はカナダ和解合意のもとに具体的に示されている条件にもとづき、自らの出費において、現職あるいはかつて在職していた重役、幹部職員あるいは従業員を、会見、宣言および/あるいは宣誓供述書、供述録取、また裁判における証言者として供給する。Lufthansa は在職していた重役、幹部職員および従業員が会見、供述録取、および裁判における証言に現れるよう計らい、かつ宣言および/あるいは宣誓供述書を提供するよう、理に適った努力を払う。

上記のごとく Lufthansa は、和解集団のために広範な協力を行なうことに合意し、かつ同集団が、この訴訟のなかで被告と名指されているものに対しては、引き続き法廷抗争に対し、協力と支援を提供することに合意した。

Lufthansa はカナダ和解合意の下において、いずれかの不法行為を犯したとの主張は認めていない。これらの訴訟事件において仮に和解に達しなかった場合、Lufthansa は原告の主張に対し、数々の防衛をもって対抗する。

C. 権利放棄

仮に貴殿が和解合意が最終となったときに、自身をカナダ集団代表訴訟から脱退する場合、それは貴殿が本訴訟事件に関するすべての主張から LUFTHANSA を免除したことを意味し、かつカナダ和解合意に明記されている、訴訟しないという権利放棄および/あるいは誓約により束縛されることとなる。ケベック和解集団のメンバーで訴訟手続きを開始し、あるいは開始はしたがその訴訟手続きを中止することをなさず、その締め切り以前に、ケベック和解集団からの除外を怠ったものは、自ら脱退したものとみなされる。

カナダ和解合意に述べられた権利放棄とはつぎのとおりである。

その有効日において、かつ和解合意に定められた Lufthansa の〔本合意の〕もとに定められた協力提供を含む和解額の支払い考慮、および他の価値ある考慮に対し、権利放棄をなす当事者は、権利放棄対象側を、いずれかあるいはすべての、権利放棄対象の主張に関連したことから、解放したものとみなされ、かつここにそれを解放したものとなる。

「**権利放棄対象当事者**」とは合同にあるいは別々に、および個々にあるいは集合的に Lufthansa およびそのすべての現在あるいは以前の、直接あるいは間接の、前任者、後継者、親会社、子会社、部門、部署、連携会社、遺産相続者、遺言執行者、事務執行者、およびいずれかあるいはすべての過去、現在および将来の幹部職員、重役、株主、事業連携者、代理人、弁護士、召使、従業員および指定代理人を指す。しかしながら上記に関わらず、「権利放棄対象当事者」には、本集団代表訴訟において以前、あるいは現在において被告と名指された、あるいは将来それと名指されるものたちは含まれない。

「**権利放棄当事者**」とは個々にあるいは集合的に、原告であり和解集団のメンバーであって、自身のためにあるいはいずれかのひと、あるいは組織を通して相続人、事務執行者、受遺者、前任者、後継者、親会社、子会社、なんらかの形における

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。
Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスして入手できます

代表者、株主、パートナー、重役、いずれかの形における所有者、事業連携者、指名人、代理人、従業員、下請け業者、弁護士あるいは保険人であって、下記する方法によって有効かつ時宜に適った方法で本集団代表訴訟、および集団代表訴訟弁護士から自らのために、かつ相続人、事務執行者、受遺者、前任者、後継者、親会社、子会社、なんらかの形における代表者、株主、パートナー、重役、いずれかの形における所有者、事業連携者、指名人、代理人、従業員、下請け業者、弁護士あるいは保険人として、脱退しなかったものを指す。

「**権利放棄した主張**」とは航空運輸出荷サービス（特に貨物料金、燃料追加料金、セキュリティ追加料金、関税使い料金、戦争リスク追加料金、ナビゲーション追加料金、コミッション、奨励金、リベート、クレジットおよび報酬請求に対してなされた主張であり、かつこれらにのみ限定されないものを対象とする）で、これらが連邦あるいは州法、成文法と判例法とを問わず、あるいはいずれかの国の、あるいは他の世界のいずれにおける司法管轄区の他の法律、条令、規則あるいは規制で、熟知あるいは未知の、疑惑を持たれたあるいは持たれていない、主張されたあるいは主張されていない、予知されたあるいは予知されていない、事実のあるいは付随的な、法廷で争われたあるいは争われたことのない主張（特に貨物料金、燃料追加料金、セキュリティ追加料金、関税使い料金、戦争リスク追加料金、ナビゲーション追加料金、コミッション、奨励金、リベート、クレジットおよび報酬請求に対してなされた主張であり、かつこれらにのみ限定されないものを対象とする）であって、他の権利放棄当事者のいずれかによって、いずれかの国のあるいはその他の世界各地の司法管轄区において、法理論のいずれにかかわらず、かつ他の金額における救済あるいは損害賠償の主張に関わらず、法廷あるいは司法委員会におけるいずれかの行為、あるいは訴訟手続きにおいて、すでに主張がなされ、あるいは主張がなされる可能性のある、あるいは将来主張される可能性のあることがらを指す。本和解合意の実施日の後に起こった行動は、それ自体にのみ関するいずれかの「権利放棄された主張」中の主張として、ここに含まれるものと解釈されてはならない。

カナダ和解合意に記載されている権利放棄にかかわらず、ひとりの不法行為者への権利放棄が他のすべての不法行為者に対する権利放棄を意味するいずれかの州あるいはテリトリーに居住する和解集団メンバーにとっては、カナダ和解合意は、それら和解集団メンバーが **Lufthansa** に対する権利放棄をなすことは認めず、代わりに誓約をなして訴訟しないこと、いずれの形においても、またその帰結として、いずれかの主張をいずれの司法管轄区においても **Lufthansa** に対して、本訴訟事件に関した主張を継続して行なわないことを明記している。

本カナダ和解合意は **Lufthansa** に対する権利放棄対象者に対する主張以外の和解、あるいは妥協以外には、なんらの和解も行なうものではない。いずれかの和解集団メンバーの、権利放棄対象当事者以外の、以前の、現在の、あるいは将来の、被告あるいは共同陰謀者、あるいは他のいずれかの人物、あるいは組織に対する権限は、原告団、およびカナダ和解集団メンバーによって具体的に保留されている。

D. カナダ和解集団弁護士費用ならびに経費

カナダ和解集団弁護士費用、支払金、および税金は法廷により確定され、カナダ和解基金より支払われる。カナダ和解集団弁護士の費用はカナダ和解基金の総額の **25%** を超えることはなく、

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。
Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスして入手できます

また和解が認証された日付において課される支払いや税金の額は、法廷による認可を受ける。さらに、カナダ和解集団弁護士は、カナダ和解基金から拠出される支払いに関し、将来の逆費用を最大限 500,000 カナダドル、また将来の支払い額を最大限 500,000 カナダドルとするよう、法廷に対して動議を申し込む権限を有する。

IV. さらに詳しい情報と和解利益を受け取るための登録の方法

カナダ和解集団弁護士はカナダ和解基金を、カナダ和解集団メンバーの将来の利益のために、信託で保有する旨の提案を行なっている。貴殿が本通知を郵便で受け取っている場合は、貴殿は将来、情報が確かに受け取れるようにする措置をとる必要はない。しかしながら本通知を郵便で受け取っていない場合は、請求管理者に登録して、カナダ和解基金の、将来におけるいずれかの配布に関し、さらに詳しい情報が確実に郵便で受け取れるようにしなければならない。

このためには www.aircargosettlement.com でオンライン登録様式に漏れなく記入するか、あるいはこれをダウンロードして、必要事項を漏れなく記入した登録様式を、つぎの住所に郵送すること。Air Cargo Settlement, c/o The Garden City Group, Inc., P.O. Box 9162, Dublin, OH, 43017-4162, USA. 登録するときは Air Cargo Settlement (航空貨物和解) に電話して行なっても良い。米国あるいはカナダ (フリーダイヤル) はつぎのとおりである。1 (800) 749-3518、また国際電話は (有料電話) 1 (941) 906-4822。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) のフリーダイヤル・有料電話番号の国によるリストは、本通知のなかに同封されているが、またオンラインでも入手できる。またここに掲載されている住所にある Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者まで、手紙で登録用紙を請求しても良い。

V. 本和解から脱退する方法

貴殿はカナダ和解合意が認可された場合は「脱退」しない限り、和解合意の条件によって束縛を受ける。貴殿が脱退せずにカナダ和解集団のもとに留まるのであれば、価格操作、あるいは市場あるいは空輸サービス等に関連して、競争法違反として非難されているいかなる他の主張、法的訴訟手続きに対する権限を保持することは出来ない。将来のいずれにおいても、カナダ集団代表訴訟に関してこれを脱退する権限は提供されない。もしカナダ集団代表訴訟から脱退したならば、貴殿はカナダ和解合意に加盟することも、あるいは他の非和解被告に対して達成された、いずれかの和解あるいは判決にも加盟することは出来ない。

オンタリオおよび/あるいはブリティッシュ・コロンビア和解集団：自身をこれらの集団代表訴訟から除外したい希望であれば、その旨を書面により配達証明郵便で、郵送料自己負担のうえ、2008 年 11 月 12 日以前につぎの住所に送付することを要する。

**Air Cargo Settlement
c/o The Garden City Group, Inc.
P.O. Box 9162
Dublin, OH 43017-4162 USA**

ケベック和解集団：自身をケベック集団代表訴訟和解集団から除外したい希望であれば、その旨を書面により配達証明郵便で、郵送料自己負担のうえ、2008 年 11 月 12 日以前につぎの住所に送付することを要する。

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスして入手できます

Clerk of the Superior Court of Québec
1 Notre-Dame Street East
Montréal, Québec H2Y 1B6

必要情報：カナダ集団代表訴訟からの脱退の申請に際しては、つぎのことがらを明瞭に記載する必要があります：

- 姓名、住所、電話番号
- 貴殿が事業で使用しているすべての商号あるいは事業名。なお親会社、子会社あるいは連携会社で関連期間中に空輸サービスを購入し、かつ同様に本和解集団からの脱退を要求しているものたちも同様
- 本訴訟事件の名称 *Canadian Air Cargo Shipping Services Class Actions* (カナダ空輸サービス集団代表訴訟)
- 脱退を希望する集団代表訴訟
- 2000年1月1日から2006年9月11日の間に購入した、すべての航空貨物出荷サービスの価値(金額)
- 「私/我々はここに、提案のなされている *Canadian Air Cargo Shipping Services Class Action* (カナダ空輸サービス集団代表訴訟) の和解集団からの脱退を申請します。」と宣言した、署名入り書面。

カナダ集団代表訴訟から脱退するためには、たとえ自身でいずれかの被告に対し、本訴訟で問題となっていることがらと同様な問題をもとに自らの主張をなすために、自らの告訴を申請あるいは申請を意図しているとしても、上記の方法にしたがった、時宜に合った除外請求を行なわねばならない。ケベック和解集団のメンバーで訴訟手続きを開始し、あるいは開始はしたがその訴訟手続きを中止することをなさず、その締め切り以前に、ケベック和解集団からの除外を怠ったものは、自ら脱退したものとみなされる。

VI. 和解認可公聴会

貴殿は和解認可公聴会に出席する必要はない。

カナダでは本合意が有効となるためには、それぞれの法廷が、カナダ和解合意を認可しなければならない。カナダ和解合意の認可動議はロンドンの Ontario Superior Court of Justice (オンタリオ上級司法裁判所) で 2009年1月28日午の午前10時に、モントリオール市の Superior Court of Québec (ケベック上級裁判所) では 2009年3月9日と10日の午前9時に、またバンクーバー市の Supreme Court of British Columbia (ブリティッシュ・コロンビア最高裁判所) では 2009年2月27日の午前10時にそれぞれ公聴会が開かれる。和解集団メンバーはこれら公聴会に出廷し、カナダ和解合意に対する仲裁付託を行なうことができる。本和解に対してコメントを出したり、あるいは反対意見を述べたい場合は、2008年11月12日までにその旨の書面を、下記の弁護士に提出することを要する。

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。
Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにもアクセスして入手できます

<p>和解集団メンバーからの反対意見は、ケベック和解集団メンバーからのものを除き、カナダ和解集団共同弁護士である下記に送付すること。</p> <p>Charles M. Wright Siskinds LLP 680 Waterloo Street London, ON N6A 3V8 1-800-461-6166</p> <p>ケベック和解集団メンバーによる反対意見は、ケベック和解集団弁護士(下記) に送付すること。</p> <p>Irwin Liebman Liebman Associés 1 Westmount Square #1500 Montreal, Québec H3Z 2P9 (514) 846-0666</p>	<p>Robert E. Kwinter Blake, Cassels & Graydon LLP 199 Bay Street Suite 2800, Commerce Court West Toronto, ON M5L 1A9 (416) 863-2400</p> <p>Deutsche Lufthansa AG, Lufthansa Cargo AG および Swiss International Air Lines Ltd. のカナダの弁護士</p>
--	--

すべての仲裁付託は適切な法廷に送付され、そのような仲裁付託はそれら適切な法廷の裁量に任される。2008年11月12日以前にそのような書面申し立てを行わない場合は、貴殿は和解認可公聴会には、口頭による申し立てとその他に関わらず、出席することは出来ない。

このような公聴会は、さらなる事前通知なくして継続、あるいは再スケジュールされることがある。

VII. AIR CARGO SETTLEMENT (航空貨物和解) 請求管理者

本和解についてのさらに詳しい情報は、公式和解ウェブサイトである www.aircargosettlement.com から入手することが出来る。このウェブサイトには Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者の連絡に必要なメールアドレスが記載されている。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者には電話で連絡することも出来る。米国とカナダ国内からはフリーダイヤル 1 (800) 749-3518 を、それ以外の国からは国際フリーダイヤル 1 (941) 906-4822 を利用できる。両国以外の場所から米国とカナダのフリーダイヤル番号に電話をかけても電話料金が適用される。無用および有料電話番号の国ごとの完全なリストは本郵便に同封されているが、また www.aircargosettlement.com にも掲載されている。なお下記の Air Cargo Settlement (航空貨物和解) 請求管理者に手紙で申請することも出来る。

Air Cargo Settlement
c/o The Garden City Group, Inc.
P.O. Box 9162
Dublin, OH 43017-4162 USA

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518 (フリーダイヤル) におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に (有料) 電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。Air Cargo Settlement (航空貨物和解) の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにアクセスしても入手できません

本通知は他の言語でも入手できる。もし英語以外で書いた資料が必要であれば、左記のウェブサイトに行くか、電話をかけるなり、上記の **Air Cargo Settlement**（航空貨物和解）請求管理者に手紙をすることが出来、または administrator@aircargosettlement.com までイーメールすることも出来る。

VIII. その他の情報

カナダ和解集団メンバーの名前あるいは住所の訂正、変更は法廷に向けてはならない。貴殿がこの通知を受け取って後、名前および/あるいは住所の変更があった時は、その変更を **Air Cargo Settlement**（航空貨物和解）請求管理者に知らせること。これは www.aircargosettlement.com でオンラインで行なうことも出来、あるいは **Air Cargo Settlement, c/o The Garden City Group, Inc., P.O. Box 9162, Dublin, OH 43017-4162 USA.** まで書面で行なうことも出来る。前記第 VII 項に記載の電話番号まで **Air Cargo Settlement**（航空貨物和解）請求管理者あてに連絡することもできる。

本通知に記載されていることから、和解集団についてなんらかの質問があれば、下記のカナダ和解集団弁護士まで書面で知らせることが出来る。

ケベック和解集団メンバー以外の和解集団メンバーは下記に連絡のこと。 Charles M. Wright Siskinds LLP 680 Waterloo Street London, ON N6A 3V8 1-800-461-6166	ケベック和解集団メンバーは下記に連絡のこと。 Irwin Liebman Liebman Associés 1 Westmount Square #1500 Montreal, Québec H3Z 2P9 (514) 846-0666
---	---

本通知はカナダ和解合意の要約のみを記載している。カナダ和解集団メンバーは和解合意内容の要約を www.aircargosettlement.com で閲覧するようお勧めする。閲覧は無料である。また住所：Air Cargo Settlement, c/o The Garden City Group, Inc., P.O. Box 9162, Dublin, OH 43017-4162 USA の和解請求管理者に書面で連絡して 20 ドルを支払えば、この写しを郵便で取り寄せることが出来る。

法廷には連絡をとらないこと。

本通知は ONTARIO SUPERIOR COURT OF JUSTICE（オンタリオ上級裁判所）、SUPREME COURT OF BRITISH COLUMBIA（ブリティッシュ・コロンビア最高裁判所）および QUÉBEC SUPERIOR COURT（ケベック上級裁判所）により認証されたものである。

質問は?米国とカナダからは、1(800) 749-3518（フリーダイヤル）におかけください。国際電話の場合は、1(941) 906-4822 に（有料）電話をかけるか、ウェブサイト www.aircargosettlement.com にアクセスしてください。
Air Cargo Settlement（航空貨物和解）の国別フリーダイヤル・有料電話番号の完全なリストは、本通知に同封されています。リストは、ウェブサイトにアクセスしても入手できます